

【資料 2】

下水道使用料計算表

【太子町下水道条例第 15 条より】

(消費税抜き)

使用料区分	水量区分		
基本使用料	1 ヶ月につき	10 m ³ まで	1,100 円
超過使用料	1 m ³ につき	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	125 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	160 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	195 円
		100 m ³ を超え 300 m ³ までの分	235 円
		300 m ³ を超える分	290 円

※2 ヶ月の水量を 2 分割し、それぞれ 1 ヶ月分の使用量を計算後、合算します。

使用料の計算例

1 期（2 ヶ月）に 55 m³を使用した場合

28 m³と 27 m³にわけて計算します。

10 m ³ までの基本使用料	1,100 円	
11 m ³ から 30 m ³ まで	125 円×18 m ³	2,250 円
31 m ³ から 50 m ³ まで	160 円× 0 m ³	0 円
51 m ³ から 100 m ³ まで	195 円× 0 m ³	0 円
101 m ³ から 300 m ³ まで	235 円× 0 m ³	0 円
301 m ³ 以上	290 円× 0 m ³	0 円
28 m ³ 分の小計	㊦ 3,350 円	
消費税	㊩ 335 円	

10 m ³ までの基本使用料	1,100 円	
11 m ³ から 30 m ³ まで	2,125 円	
27 m ³ までの計	㊦ 3,225 円	
消費税	㊩ 322 円	

1 期（2 ヶ月）に 55 m³使用した場合は、7,232 円（㊩+㊦+㊧+㊨）となります。